

(財)三重県交通安全協会

# 交通安全ふえ

|              |  |
|--------------|--|
| '07/早春号      |  |
| No. 151      |  |
| 平成19年3月20日発行 |  |

発行所 財団法人 三重県交通安全協会 三重県交通安全活動推進センター (三重県公安委員会指定)  
 〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎5F TEL 059-228-9636 URL <http://www.mie-ankyo.com>



SRサービーストップ街頭広報啓発を行った  
(桑名地区交通安全協会)



女性部による高齢者交通安全教室(水戸真門の行動)を行った  
(四日市北地区交通安全協会)



SRサービーストップ街頭広報啓発を行った  
(四日市西地区交通安全協会)



薄暮時の街頭活動(ミニシルビエー)を実施した  
(鈴鹿地区交通安全協会)



中学校で自転車安全利用のための点検を実施した  
(大台地区交通安全協会)



自転車通学生に自転車の事故防止を呼び掛けた  
(熊野地区交通安全協会)

## 交通安全協会は交通事故を減らすために幅広い活動を行っています。

- 街頭での交通安全指導 (学童・お年寄りの街頭指導)
- 新入園・小・中学校への交通安全資材・器材の提供
- 交通安全広報啓発 (新聞・テレビ・広報車)
- 交通安全イベントの開催 (交通安全フェスタ等)
- 優良運転者・交通安全功労者の表彰
- 交通事故無料相談



原付を運転する高齢者の実技講習を実施した  
(いなほ地区交通安全協会)



女性部がかわりばんこに高齢者交通安全講習の講師を務めた  
(四日市南地区交通安全協会)



SSサービーストップ高齢者交通安全講習を行った  
(亀山地区交通安全協会)



自転車通学生に夜間視覚的・聴覚的危険回避の呼びかけ  
(松阪地区交通安全協会)



女性部員が高齢者の交通安全指導を行った  
(鳥羽地区交通安全協会)



安全運転啓発用広告塔を設置した  
(名張地区交通安全協会)



園児の交通安全教室を行い事故防止を図った  
(紀伊地区交通安全協会)



死亡事故現場で緊急交通監視活動を行った  
(津南地区交通安全協会)



女性部員が高齢者の交通安全指導を行った  
(鳥羽地区交通安全協会)



死亡事故発生に伴い緊急街頭活動を実施した  
(伊賀地区交通安全協会)



1月16・17日の両日、第47回交通安全全国国民運動中央大会が開催されました。17日の両日、比谷公会堂で開かれた本会議では、常陸宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎました。また、内閣総理大臣、衆議院副議長、参議院議長、国家公安委員会委員長からのごあいさつの後、各種の表彰や受賞式が盛大に行われ、交通安全の重要性を改めて確認する場となりました。

## 大会宣言

交通安全事故をなくすことは、国民すべての人々の心からの願いです。この願いと努力にもかかわらず、依然として多くの交通事故が発生しています。私たちは、生命の尊さと交通安全で快適な交通社会を確立するため、第四十七回交通安全全国国民運動中央大会を開催し、関係機関・団体をはじめ道路交通の場に参加するすべての人々と協力し、全国の地域、家庭、学校、職場において、次の諸対策を強力に推進することを誓います。

一、歩行者、自転車利用者、特に高齢者と子供の交通安全教育指針に沿った交通安全教育の推進

一、飲酒運転の根絶とその他悪質・危険な運転の追放

一、後席を含めたシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

以上 宣言します。

平成十九年一月十七日  
 国民運動中央大会



去る2月8日、2月19日の間に、北勢、中勢、伊賀、南勢、紀州で「平成18年度交通安全モニター専門員ブロック会議」を開催しました。会議に先立ち、平成18年中に管内の交通安全の問題について積極的な意見、提言をした優秀な交通モニター専門員4名に対して表彰を行いました。会議は、開催地警察署長の挨拶に続き、警察本部交通安全課から「最近の交通事情と当面の対策」、県安協安全対策部から「交通安全モニター専門員の活動状況」について説明



を行いました。今回のブロック会議は、高齢者と子どもの交通事故防止対策、その他、交通上の諸問題についての改善意見や要望などに討議し、盛況のうちに終了しました。優秀な交通モニター専門員の受賞者は、次の方々です。

松阪地区 谷 勇  
 津地区 神田 ゆう子  
 四日市南地区 服部 正秋  
 桑名地区 佐々木 郁子

## 交通遺児等への育成資金の貸付

自動車事故対策機構は、交通遺児等になられた方に育成資金の貸付を行っています。自動車事故が原因で保護者が死亡又は重度の後遺障害が残った方のお子様で、0歳から中学生の子供を対象に、**無利子**で貸付ける制度です。貸付金額は、児童1人につき一時金「155,000円」、決定月以後月額「20,000円」、小学校と中学校入学時に入学支度金として「44,000円」の貸付が受けられます。返済期限及び方法は、20年以内で月賦等による均等払いとなっています。

## 介護料の支給

自動車事故により頭部、背髄、脚腕部臓器に損傷を受け、後遺障害の程度が下記に該当(相当)する方が対象となります。

自動車損害賠償責任保険(共済)の「介護を要する(後遺障害)」等級第1級1号・2号で常時要介護の方 月額：56,570円～136,860円  
 介護に要する費用の負担に際して 月額：29,290円～54,000円  
 自動車損害賠償責任保険(共済)の「介護を要する(後遺障害)」等級第2級1号・2号で随時要介護の方は、等級認定が変更になっています。  
 注：事故が平成14年3月31日以前の方は、等級認定が変更になっています。

●問い合わせ先 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所 総務担当 電話：059-350-5188

## 交通安全モニター専門員ブロック会議の開催

